岐阜県公報

第七百三十二号
令和八年十一月十日（火曜日）

目次

告示
○救急診療所の認定　（医療整備課）四五五ページ
○医療扶助又は医療支援給付のための医療担当機関の指定　（地域福祉課）四五五
○医療扶助又は医療支援給付のための施術担当機関の指定　（同　）四五六

告示

岐阜県告示第五百十一号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の医療機関を救急診療所として認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

令和八年十一月十日

岐阜県知事　江　崎　禎　英

医療機関名	所在地	有効期間
フェニックス総合クリニック	各務原市鵜沼各務原町六丁目五〇番	自　令和八・一二・三 至　令和一一・一二・二

岐阜県告示第五百十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

岐阜県公報　毎週（火曜日　金曜日）発行（休日に当たるときは翌日）　令和八年十一月十日

令和八年十一月十日

名称	所在地	指定年月日
よこやま歯科クリニック	各務原市蘇原持田町三―九六	令和八・九・一

岐阜県告示第五百十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条第一項の規定により医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和八年十一月十日

岐阜県知事　江　崎　禎　英

名称	施術所の所在地又は施術者の住所	指定年月日
前田啓行	ヒカリ接骨院可児ステーションプラザ西可児一〇一	令和八・一〇・一

令和八年十一月十日発行

発行所　岐阜県庁　岐阜市薮田南二丁目一番一号

発行者　岐阜県　可児市帷子新町二丁目五〇番地

編集　岐阜市三輪ぷりんとぴあ十三―一　岐阜文芸社